

短期連載

「源泉徴収事務」に 強くなる講座

税理士・中小企業診断士 野村 幸広

第3回 所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収（退職金支払時）

今回は給与支払時の所得税の源泉徴収と住民税の特別徴収について勉強しました。今回は、退職金支払時の所得税の源泉徴収と住民税の特別徴収について勉強します。

退職金も給与も、会社から従業員や役員に支払われるものですが、課税上の取扱いは大きく異なります。というのも、退職金は、長年の勤務に対する対価の後払的性格を有し、かつ、老後の生活保障を担うという意味合いがあるため、他の所得と比べて税負担が軽減されているからです。

若干回り道になりますが、「他の所得と比べて税負担が軽減されている」ということの理解が深まりますので、今回はまず、所得税と個人住民税の計算の仕組みから見ていきましょう。

所得税及び個人住民税の 計算の仕組み

所得税は所得税法、個人住民税は地

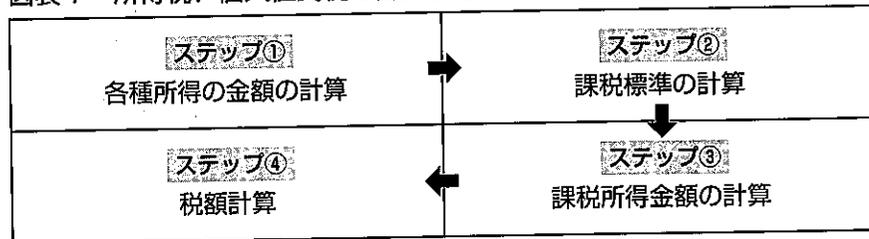
方税法という別の法律で規定されていますが、計算の仕組みはほぼ同じです。その計算は、次ページ図表1のような4ステップを経て行なわれます。

ステップ①の各種所得の金額の計算では、10種類の各種所得ごとにそれぞれの所得の金額を計算します。10種類の所得というのは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得及び退職所得の10種類です。

ステップ②の課税標準の計算では、損益通算と損失の繰越控除を行いません。不動産所得、事業所得、山林所得または譲渡所得の損失金額がある場合には重要な計算ステップとなりますが、源泉徴収事務にはかわりがないので、詳しい説明は割愛します。

ステップ③の課税所得金額の計算では、所得控除を行いません。所得控除の詳しい説明は年末調整については第5回で勉強しますが、一定所得以下の

図表1 所得税、個人住民税の計算手順



配偶者や親族がいると、配偶者控除や扶養控除が受けられるということは、皆さんもご存知ではないでしょうか。課税所得金額は、各種所得の金額から所得控除額を差し引いて計算します。

最後のステップ④では、ステップ③で計算した課税所得金額に税率を適用して税額を算出します。住宅ローン控除などの税額控除の適用が受けられる場合には、さらに差し引きます。

総合課税と分離課税

総合課税制度とは、各種の所得金額を合計して所得税額を計算するというもので、所得税と個人住民税の課税の原則となっています。

総合課税の対象となる所得は、10種類の所得のうち、次のものです。利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得

お気づきのように、この中に退職所得は含まれていません。というのは、退職所得に対する課税には、分離課税制度が採用されているからです。分離

課税制度では、総合課税制度のように他の所得金額と合計せず、特定の所得のみ分離して税額を計算します。

具体例で説明しましょう。たとえば、マンションを貸しているサラリーマン大家さんの場合は、マンション貸付けにかかる不動産所得とサラリーである給与所得を合算し、所得控除後の課税所得金額に税率を適用して税額計算を行ないます。この人が退職して退職金の支払いを受けた場合には、退職年は、不動産所得と給与所得の他に、退職所得が発生することになります。

このとき、退職所得は不動産所得や給与所得と合算せずに、退職所得のみに対して税率を適用して税額を求めます。つまり、総合課税の税額と分離課税の退職所得の税額を合算したものが、その年の税額ということになります。

さて、なぜ原則の総合課税のみでなく、分離課税制度が存在するのでしょうか。

それは、所得税が超過累進課税制度を採用しているからです。次ページ図表2の所得税の税額速算表をご覧ください。

図表2 所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1800万円以下	33%	1,536,000円
1800万円超	40%	2,796,000円

課税される所得金額が500万円の人の場合、速算表に従うと、500万円×20%－42万7500円＝57万2500円という所得税額が算出されます。この税額を金額ごとに分けて計算してみましょう。195万円×5%＋(330万円－195万円)×10%＋(500万円－330万円)×20%＝57万2500円。

この、速算表を使わない算式の方が、超過累進課税制度の本質をよく表わしています。すなわち、一定額を超えた部分の所得金額についてより高い税率を課す、というのが超過累進課税制度です。逆の言い方をすると、どんな高額所得者でも、低税率で課税されている部分の金額はあるということです。

超過累進課税制度の下で退職金についても総合課税されると、どうなるでしょう。通常年の給与所得に退職所得が上乗せされて課税所得金額が計算されるわけですから、退職所得に相当する所得金額部分には、高税率が適用さ

れることとなります。

これでは退職金に対する課税としてふさわしくないため、退職所得についてはより低税率で済むよう、分離課税制度が採用されているのです。

退職所得金額の計算

分離課税制度を採用しているほか、図表1のステップ①、各種所得の金額の計算段階でも、退職所得については税負担を軽減する計算方式が採用されています。

退職所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

収入金額から退職所得控除額を差し引き、さらに1/2を掛けた金額に税率を適用するという事です。

図表3 退職所得に該当しないもの

区 分		所得区分
①退職の際に支払われる賞与等	退職に際しまたは退職後に使用者から支払われる給与で、その支払金額の計算基準から見て、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同じ性質であるもの	給与所得 (賞与)
②雇用契約の更新等により毎年支給される退職給与		給与所得
③遺族が受ける死亡退職金	死亡により退職した者の遺族が受ける退職手当等でその死亡後に支給期が到来するもので、相続税の課税価額計算の基礎に算入されるもの 被相続人の死亡後3年経過してから支給が確定した退職金等で、相続税の課税価額計算の基礎に算入されないもの	非課税 (相続税の対象) 一時所得
④公傷病により退職する者に支払われる特別見舞金	公傷病により退職する者に対し、内規により支払われる見舞金で、一般の退職手当と明確に区分され、その見舞金を支払うことにより一般の退職手当の支給額が減額されることのないもの	非課税

収入金額は、退職一時金、いわゆる退職金の金額です。留意しなければならないのは、退職金と同時か、退職後に支払われる給与や賞与を退職所得の収入金額に含めないことです。

退職所得とは、退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与にかかる所得を言います。したがって、給与や賞与は、総合課税される給与所得の収入金額となりますので、厳密に区分しなければならないのです。

また、「これらの性質を有する給与」ということから、退職しなくても退職所得に該当する場合があります。たとえば、定年に達した後、引き続き勤務する使用人に対し、定年に達する前の勤務期間にかかる退職手当等として支

払われる給与などです。

なお、退職をせず引き続き勤務する者に支給されるものであっても、退職所得として取り扱えるものもありますので、税務署や税理士に相談してみてください。

また、退職金に類似するが退職所得に該当しないものを図表3に掲げたので、ご確認ください。

次に、退職所得控除額の計算について説明します。

退職所得控除額の計算は、次ページ図表4の通りです。

図表4の下段「障害退職」というのは、傷病により障害者になったことに直接起因して退職した場合を言い、上段の「一般退職」はそれ以外の退職を言います。なお障害退職は、障害者に

図表4 退職所得控除額の計算方法

区分	勤続年数	退職所得控除額
一般退職	20年以下	① 勤続年数×40万円 (注)
	20年超	② (800万円) + (勤続年数 - 20年) × 70万円
障害退職	20年以下	③ ① + 100万円
	20年超	④ ② + 100万円

(注) 算出した退職所得控除額が80万円に満たない場合には、80万円とする。

なった日以後全く、またはほとんど勤務せずに退職した場合に限られます。

一般退職の場合で具体的に計算すると、勤続年数7年の人の退職所得控除額は7年×40万円=280万円、勤続年数35年の人の退職所得控除額は800万円+(35年-20年)×70万円=1850万円ということになります。障害退職である場合は、それぞれ100万円を加算します。

勤続年数の計算は、1年未満の端数を切り上げて行ないます。12年と3ヵ月15日勤続した方の勤続年数は13年、ということになります。

退職所得の源泉徴収事務

退職所得に対する課税への理解が深まったところで、いよいよ本題の源泉徴収事務の説明に移ります。退職所得の源泉徴収事務の流れは、次ページ図表5の通りです。

ステップ①・・・退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受ける。

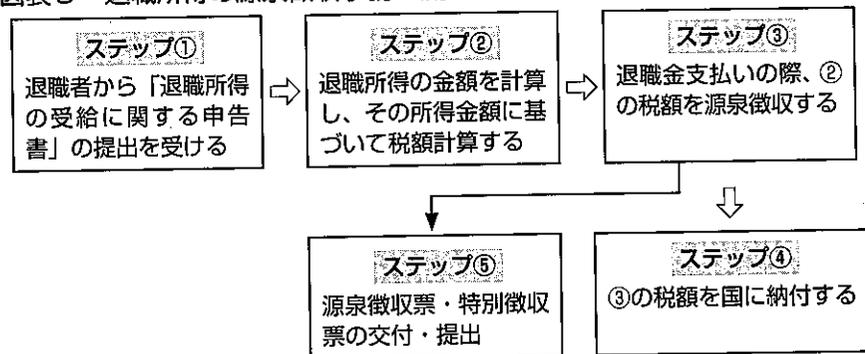
「退職所得の受給に関する申告書」(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_37.htm参照)は、住民税の退職所得申告書も兼ねています。欄はたくさんありますが、通常はA欄のみ記載します。他の欄は、2ヵ所以上から退職金の支払いを受けたり、過去4年以内に退職金の支払いを受けていたりという特殊なケースです。

この申告書の提出がないと、ステップ②の税額が退職金×20%と高額になってしまいますので、必ず退職者から提出を受けてください。

なお、この申告書は税務署長からとくに提出を求められた場合を除き、退職金の支払者 (=会社) が保管することとされています。

ステップ②・・・退職所得の金額を計

図表5 退職所得の源泉徴収事務の流れ



算し、その所得金額に基づいて税額計算をする。

既に前項で説明した退職所得金額の計算に従って、退職所得金額を計算します。そして、計算された退職所得金額に応じて、120ページの図表2の所得税の速算表を使って税額を計算します。具体例で計算してみましょう。

退職区分＝一般退職
勤続年数＝25年
退職金＝2000万円

この場合の退職所得控除額は、図表4より800万円＋(25年－20年)×70万円＝1150万円。したがって、退職所得の金額は前項の算式(120ページ参照)より(2000万円－1150万円)×1/2＝425万円となります。

税額は、425万円×20%＝85万円＝42万7500円と計算されます。

ステップ③・・・退職金支払いの際、

ステップ②の税額を源泉徴収する。

ステップ②の所得税額を差し引いて退職金を支給します。このとき、所得税のみでなく、後述する住民税も同時に差し引きます。

ステップ④・・・ステップ③の税額を国に納める。

納付は前回は触れた「所得税徴収高計算書(納付書)」に必要事項を記入して、金融機関で納めます。納付書のフォームと記入方法は<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/shotoku/gensen/080623/00.htm>をご参照下さい。

この納付書では、給料や賞与にかかる税額と一緒に退職手当等にかかる税額も記入することになっています。退職所得に関する税額のみを単独納付するのではなく、給与等の税額と一緒に納付するということです。

また、給与等の税額と一緒に納付し

ますので、納期の特例制度の適用を受けている場合には、半年分をまとめて納付することができます。

また、住民税も同時に納めます。退職者が退職金受給年に転居している場合には、納付先が給与にかかる住民税と異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は後述します。

ステップ⑤・・・源泉徴収票・特別徴収票の提出・交付

所得税の源泉徴収票と住民税の特別徴収票が一体となった「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/pdf/23100052-2.pdf>参照)を作成し、退職金の受給者に交付します。

作成した退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は、退職の日以後1ヵ月以内に退職金の受給者に交付します。また、退職金の受給者が役員である場合には、税務署及び市区町村に退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を提出します。

なお、税務署に提出する退職所得の源泉徴収票・特別徴収票については、住民税同様、退職の日以後1ヵ月以内が原則ですが、翌年1月31日までに給与と所得の源泉徴収票と一緒に提出しても良いという特例があります。実務的には、中小企業では退職者の人数が年間に膨大な数になるということはないので、この特例に従って提出する場

合の方が多いと思います。

住民税の特別徴収

住民税は、原則として前年課税主義を採用していますが、退職所得に対してのみは現年分離課税主義(所得の発生した年に、他の所得と分離して課税する方式)を採用しています。

前回の最後で触れた給与にかかる住民税と違い、特別徴収税額通知書は送付されてきませんので、くれぐれもご注意ください。ですから、税額を自ら計算して、住民税の特別徴収を行わなければなりません。

具体的な税額は、前述の退職所得の受給に関する申告書に2ヵ所以上から退職金の支給がある旨の記載がある場合を除き、次の算式で計算します。

課税退職所得金額注×税率×0.9
注課税退職所得金額は、所得税同様、②の算式で計算した金額です。

住民税は都道府県民税と市区町村民税に分かれています。都道府県民税の税率は4%、市区町村民税の税率は6%です。ですので、都道府県民税を計算する場合には上記算式中の税率を4%で計算し、市区町村民税を計算する場合には、同様に税率を6%で計算することとなります。

また、退職者が前年中に転居してい

る場合には、税金の納入先についても注意が必要です。

退職所得に対する個人住民税は、退職年の1月1日現在の住所所在地の市区町村において課税されます。

したがって、平成20年10月31日にA市からB市に転居し、引き続き勤務の後、平成21年3月31日に退職した場合、給与所得にかかる特別徴収税と退職所得にかかる住民税とでは納入地が異なりますので、くれぐれもご注意ください。

① 給与所得にかかる特別徴収税額の納入…A市（平成20年6月から平成21年5月までに支払う住民税は、平成20年1月1日現在の住所所在地の市区町村に納めるため）

② 退職所得にかかる税額の納入…B市（平成21年1月1日現在の市区町村に納めるため）

さらに住民税については、退職した場合、退職金にかかる住民税とは別に、給与にかかる住民税についても手続きが必要です。退職してしまうと、給与天引きによる徴収ができなくなってしまうからです。

具体的には、住民税の特別徴収税額通知書とともに送付されてくる「給与所得者異動届出書」を退職日の翌月10日までに市区町村に提出します。これは退職の時期により、対応が少々異なる

ります。

① 6月から12月までの退職の場合

未徴収税額について、普通徴収への切替え（市区町村から本人に納税通知書を送付）と、一括徴収（会社が未徴収税額を徴収し、市区町村に納付）のいずれかが選べます。（選択権は納税義務者＝会社にありま

② 1月から4月までの退職の場合

未徴収税額がある場合は、一括徴収のみです。

③ 5月に退職の場合

通常5月に支払う給与があると思いますので、退職しない場合と同様に、5月の給与から天引きできます。

以上、退職金支払時の所得税の源泉徴収と住民税の特別徴収について、一連の作業を説明いたしました。皆さんの実務の参考になれば幸いです。



●のむら ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。
1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意

思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。<http://www.nomura-co.com>【近況】桜の季節に河口湖へ。富士山レーダードーム館に立ち寄り大感激。上映される映画、「世界最大のレーダー建設～富士山頂9000人のドラマ～」は泣けます！